

静岡県医学修学研修資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月24日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第2号

静岡県医学修学研修資金貸与規則の一部を改正する規則

静岡県医学修学研修資金貸与規則（昭和45年静岡県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、県内における医師の充足を図るため、医学を専攻する者又は医師の専門的な知識及び技術の修得に関する研修（以下「<u>専門研修</u>」という。）を受ける者で、県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関、保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関（国の機関を除く。以下同じ。）又は知事が指定するへき地の医療機関（以下「<u>公的医療機関等</u>」という。）に医師として勤務しようとするものに対し、<u>静岡県医学修学研修資金</u>（以下「<u>修学研修資金</u>」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸与の対象)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、次の各号に掲げる者であつて、<u>公的医療機関等</u>に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内で当該各号に掲げる修学研修資金を貸与するものとする。</p> <p>(1) 大学（自治医科大学を除く。以下同じ。）又は大学院（以下「<u>大学等</u>」という。）において医学を専攻する者（平成19年度がんプロフェSSIONAL養成プラン公募について</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、県内における医師の充足を図るため、医学を専攻する者又は医師の専門的な知識及び技術の修得に関する研修（以下「<u>専門研修</u>」という。）を受ける者で、県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関その他公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関（以下「<u>公的医療機関</u>」という。）、保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関（国の機関を除く。以下同じ。）又は知事が指定するへき地の医療機関（以下「<u>公的医療機関等</u>」という。）であつて、<u>知事が静岡県医学修学研修資金</u>（以下「<u>修学研修資金</u>」という。）の貸与を受けていた者ごとに<u>指定する公的医療機関等</u>（以下「<u>指定公的医療機関等</u>」という。）に医師として勤務しようとするものに対し、<u>修学研修資金</u>を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(貸与の対象)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、次の各号に掲げる者であつて、<u>指定公的医療機関等</u>に医師として勤務しようとするものに対し、予算の範囲内で当該各号に掲げる修学研修資金を貸与するものとする。</p> <p>(1) 大学（自治医科大学を除く。以下同じ。）又は大学院（以下「<u>大学等</u>」という。）において医学を専攻する者（平成19年度がんプロフェSSIONAL養成プラン公募について</p>

(平成19年4月12日付け19文科高第5号文部科学省高等教育局長通知)に基づき選定された大学院のプログラムその他大学等が行う高度な知識及び技術を持つ専門医師を養成するプログラムのうち知事が指定するもの(以下「指定プログラム」という。)を履修する者を含む。) 医学生修学資金

(2) (略)

(貸与の方法)

#### 第4条 (略)

2 修学研修資金を貸与する期間は1年とし、引き続き貸与することができる。

3 (略)

(誓約書の提出)

第7条 前条の規定により修学研修資金の貸与の決定(第5条第1項の規定による申請に対するものに限る。)を受けた者(以下「修学生等」という。)は、2人の連帯保証人を立てて、様式第4号による誓約書を知事に提出しなければならない。

(平成19年4月12日付け19文科高第5号文部科学省高等教育局長通知)に基づき選定された大学院のプログラムその他大学等が行う高度な知識及び技術を持つ専門医師を養成するプログラムのうち知事が指定するもの(以下「指定プログラム」という。)を履修する者を含み、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33の13第4項第1号に規定する地域枠医師となる意思を表示して大学に入学した者(以下「地域枠入学者」という。)にあつては、同条第1項に規定するキャリア形成プログラム(以下「静岡県キャリア形成プログラム」という。)の適用を受けることに同意する意思を有する者に限る。) 医学生修学資金

(2) (略)

(貸与の方法)

#### 第4条 (略)

2 修学研修資金を貸与する期間は、知事が認める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 医学生修学資金 大学等において医学を履修する課程(指定プログラムを含む。以下同じ。)の正規の修業年限

(2) 専門研修医研修資金 1年

3 (略)

(誓約書等の提出)

第7条 前条の規定により修学研修資金の貸与の決定(第5条第1項の規定による申請に対するものに限る。)を受けた者(以下「修学生等」という。)は、2人の連帯保証人を立てて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による誓約書を知事に提出しなければならない。

(1) 医学生修学資金の貸与の決定を受けた者のうち地域枠入学者以外の者 様式第4号

2 (略)

3 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、様式第4号の2による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除等)

**第8条** 知事は、修学生等が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の貸与契約を解除するものとする。

(1) (略)

(2) 心身の故障のため、大学等において医学を履修する課程(指定プログラムを含む。以下同じ。)又は専門研修を修了する見込がなくなつたと認められるとき。

(3)～(5) (略)

(6) その他修学研修資金の貸与の目的を達成する見込がなくなつたと認められるとき。

2・3 (略)

(返還債務の当然免除)

**第10条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 医学生修学資金の貸与を受けていた場合

(2) 医学生修学資金の貸与の決定を受けた者のうち地域枠入学者 様式第4号の2

(3) 専門研修医研修資金の貸与の決定を受けた者 様式第4号の3

2 (略)

3 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、様式第4号の4による連帯保証人変更届を知事に提出しなければならない。

(貸与契約の解除等)

**第8条** 知事は、修学生等が次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の貸与契約を解除するものとする。

(1) (略)

(2) 心身の故障のため、大学等において医学を履修する課程又は専門研修を修了する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3)～(5) (略)

(6) 地域枠入学者が静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意しなかつたとき、又は静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した者がその適用を受けなくなつたとき。

(7) その他修学研修資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2・3 (略)

(返還債務の当然免除)

**第10条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の返還債務を免除するものとする。

(1) 医学生修学資金の貸与を受けていた場合

にあつては、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる換算期間を合計した期間が修学研修資金の貸与を受けた期間（第8条第2項の規定により修学研修資金を貸与されなかつた期間を除く。以下「貸与期間」という。）に達したとき。

区分	換算期間
<u>県内に所在する医療法第31条に規定する公的医療機関その他公的医療機関に準ずるものとして知事が指定する医療機関</u> （以下「 <u>公的医療機関</u> 」という。）で臨床研修を行つた期間	公的医療機関で臨床研修を行つた期間（2年を限度とする。）× <u>1/3</u> （以下「 <u>免除臨床研修期間</u> 」という。）
大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過する日の属	<u>公的医療機関</u> における医師期間× <u>2/3</u> （子を養育するため一週間の労働時間が当該 <u>公的医療機関</u> 等に常時勤務する通常

（静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した場合を除く。以下同じ。）にあつては、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる換算期間を合計した期間（以下「医学生修学資金当然免除勤務期間」という。）が修学研修資金の貸与を受けた期間（第8条第2項の規定により修学研修資金を貸与されなかつた期間を除く。以下「貸与期間」という。）に達したとき。ただし、大学において医学を履修する課程に在学中に医学生修学資金の貸与を受けていた場合にあつては、医学生修学資金当然免除勤務期間が貸与期間に達し、かつ、医学生修学資金当然免除勤務期間から臨床研修を行つた期間を除いた期間のうち知事が別に定める区域に所在する指定公的医療機関等において勤務する期間が4年（医学生修学資金当然免除勤務期間が4年未満である場合にあつては、その期間）に達したときに限る。

区分	換算期間
<u>公的医療機関</u> で臨床研修を行つた期間	公的医療機関で臨床研修を行つた期間（2年を限度とする。）× <u>2/3</u> （以下「 <u>免除臨床研修期間</u> 」という。）
大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過する日の属	<u>指定公的医療機関</u> における医師期間× <u>2/3</u> （子を養育するため一週間の労働時間が当該 <u>指定公的医療機関</u> に常時勤務す

<p>する月の末日までに医師となり（医学生修学資金の貸与を受けていた者が貸与を受けていた時既に医師であつた場合にあつては、大学院において医学を履修する課程を修了し）、引き続き臨床研修を行った後（医学生修学研修資金の貸与を受けていた者が貸与を受けていた時既に医師であり、かつ、臨床研修を修了している場合にあつては、大学院において医学を履修する課程を修了した後）、直ちに<u>公的医療機関等（第6条第2項の規定により貸与の決定を受けた者にあつては、<u>公的医療機関等</u>のうち知事が指定した機関）</u>に勤務し、その引き続き勤務期間（以下「<u>医師期間</u>」という。）のうち<u>公的医療機関</u>に勤務した期間（以下「<u>公的医療機関</u>における医師期間」という。）</p>	<p>の医師の一週間の所定労働時間に比し短い勤務（以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。）を行つた期間にあつては、<u>公的医療機関</u>における医師期間のうち<u>育児短時間勤務</u>を行つた期間×2/3×<u>育児短時間勤務</u>を行つた当該医師の一週間の所定労働時間/当該<u>公的医療機関等</u>に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間</p>	<p>する月の末日までに医師となり（医学生修学資金の貸与を受けていた者が貸与を受けていた時既に医師であつた場合にあつては、大学院において医学を履修する課程を修了し）、引き続き臨床研修を行った後（医学生修学研修資金の貸与を受けていた者が貸与を受けていた時既に医師であり、かつ、臨床研修を修了している場合にあつては、大学院において医学を履修する課程を修了した後）、直ちに<u>医師として公的医療機関等に勤務し、その引き続き勤務期間（以下「<u>医師期間</u>」という。）のうち知事が修学研修資金の貸与を受けていた者ごとに指定する公的医療機関（以下「<u>指定公的医療機関</u>」という。）</u>に勤務した期間（以下「<u>指定公的医療機関</u>における医師期間」という。）</p>	<p>る通常の医師の一週間の所定労働時間に比し短い勤務（以下「<u>育児短時間勤務</u>」という。）を行つた期間にあつては、<u>当該指定公的医療機関</u>における医師期間のうち<u>育児短時間勤務</u>を行つた期間×2/3×<u>育児短時間勤務</u>を行つた当該医師の一週間の所定労働時間/当該<u>指定公的医療機関</u>に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間</p>
<p>医師期間のうち県内に所在する保健所そ</p>	<p>県内に所在する保健所その他の公衆衛生</p>	<p>医師期間のうち県内に所在する保健所そ</p>	<p>県内に所在する保健所その他の公衆衛生</p>

<p>の他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関に勤務した期間（以下「県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関における医師期間」という。）</p>	<p>行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関における医師期間（育児短時間勤務を行つた期間にあつては、県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関における医師期間のうち育児短時間勤務を行つた期間×育児短時間勤務を行つた当該医師の一週間の所定労働時間／当該 <u>公的医療機関等</u> に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間）</p>	<p>の他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関に勤務した期間（以下「県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関における医師期間」という。）</p>	<p>行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関における医師期間（育児短時間勤務を行つた期間にあつては、県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関における医師期間のうち育児短時間勤務を行つた期間×育児短時間勤務を行つた当該医師の一週間の所定労働時間／当該 <u>保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するへき地の医療機関</u> に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間）</p>
(略)		(略)	

(2) 静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した場合にあつては、当該静岡県キャリア形成プログラムに従い指定公的医療機関等に勤務した期間（以下「キャリア形成プログラム適用勤務期間」という。）が9年に達し、かつ、医学生修学資金当然免除勤務期間から臨床研修を行つた期間を除いた期間のうち知事が別に定める区域に所在する指定公的医療機関等に勤

(2) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた場合にあつては、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる換算期間を合計した期間が貸与期間に達したとき。

区分	換算期間
専門研修を修了した後、直ちに指定診療科の医師として <u>公的医療機関</u> に勤務し、その引き続き勤務期間（以下「指定診療科医師期間」という。）	指定診療科医師期間×2/3（育児短時間勤務を行った期間にあつては、指定診療科医師期間のうち育児短時間勤務を行った期間×2/3×育児短時間勤務を行った当該医師の一週間の所定労働時間/当該 <u>公的医療機関等</u> に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間）
(略)	

(3) 修学研修資金の貸与を受けていた者が、公的医療機関等に勤務している間に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 前項第1号又は第2号の規定により換算期間を計算する場合において、換算期間の計算の基礎となる期間は、月数によるものとする。

3 第1項第1号又は第2号の規定により換算期間を計算する場合において、換算期間の計算の基礎となる期間中に休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間があるときは、当該換算期間の計算の基礎となる期間から当該休職又は停職の期間を控除す

務した期間が4年に達したとき。

(3) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた場合にあつては、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる換算期間を合計した期間が貸与期間に達したとき。

区分	換算期間
専門研修を修了した後、直ちに指定診療科の医師として <u>指定公的医療機関</u> に勤務し、その引き続き勤務期間（以下「指定診療科医師期間」という。）	指定診療科医師期間×2/3（育児短時間勤務を行った期間にあつては、指定診療科医師期間のうち育児短時間勤務を行った期間×2/3×育児短時間勤務を行った当該医師の一週間の所定労働時間/当該 <u>指定公的医療機関</u> に常時勤務する通常の医師の一週間の所定労働時間）
(略)	

(4) 修学研修資金の貸与を受けていた者が、医師として指定公的医療機関等に勤務している間に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため免職されたとき。

2 前項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、期間の計算の基礎となる期間は、月数によるものとする。

3 第1項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、期間の計算の基礎となる期間中に休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間があるときは、当該期間の計算の基礎となる期間から当該休職又は停職の期間を控除するものと

るものとする。

4 第1項第1号又は第2号の規定により換算期間を計算する場合において、修学研修資金の貸与を受けていた者が、新たに期間において同一の種類の修学研修資金の貸与を受けたとき又は別の種類の修学研修資金の貸与を受けたときの当該換算期間の計算の基礎となる期間については、先に貸与を受けた修学研修資金に係る同項第1号の合計した期間又は同項第2号の合計した期間が先に貸与を受けた修学研修資金に係る貸与期間に達した月の翌月から起算するものとする。

5 前3項に定めるもののほか、換算期間の計算に必要な事項は別に定める。

6 (略)

(返還債務の裁量免除)

**第11条** 知事は、修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

(1) 医学生修学資金の貸与を受けていた者の医師期間又は専門研修医研修資金の貸与を受けていた者の指定診療科医師期間が3年に達したとき。

(2) 前条第1項第3号の場合を除くほか、死亡し、又は重度障害の状態となり修学研修資金を返還することができなくなつたと

する。

4 第1項第1号から第3号までの規定により期間を計算する場合において、修学研修資金の貸与を受けていた者が、新たに期間において同一の種類の修学研修資金の貸与を受けたとき又は別の種類の修学研修資金の貸与を受けたときの当該期間の計算の基礎となる期間については、先に貸与を受けた修学研修資金の返還債務が同項の規定により免除されることとなる月の翌月から起算するものとする。

5 前3項に定めるもののほか、期間の計算に必要な事項は別に定める。

6 (略)

(返還債務の裁量免除)

**第11条** 知事は、修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、修学研修資金の返還債務（履行期が到来していないものに限る。以下同じ。）の全部又は一部を免除することができる。

(1) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意していないものの医師期間が3年に達したとき。

(2) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意したもののキャリア形成プログラム適用勤務期間（臨床研修を行った期間を除く。）が3年に達したとき。

(3) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた者の指定診療科医師期間が3年に達したとき。

(4) 前条第1項第4号の場合を除くほか、死亡し、又は重度障害の状態となり修学研修資金を返還することができなくなつたと

き。

2 前項第1号の規定により免除することのできる返還債務の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算定した範囲内の額とする。

(1) 医学生修学資金 次条第1項の規定により返還すべき修学研修資金の総額×（（免除臨床研修期間／貸与期間）＋（公的医療機関における医師期間×2／3）／貸与期間）＋（県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関における医師期間／貸与期間））

(2) 専門研修医研修資金 次条第1項の規定により返還すべき修学研修資金の総額×（（指定診療科医師期間×2／3）／貸与期間）

3 (略)

(返還の猶予)

**第13条** 知事は、修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学研修資金の返還債務の履行を猶予するものとする。ただし、修学研修資金の貸与の目的を達成することができないと認められるときは、この限りではない。

(1) 第10条第1項第1号及び第2号に規定す

き。

2 前項第1号の規定により免除することのできる返還債務の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める式により算定した範囲内の額とする。

(1) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意していないもの 次条第1項の規定により返還すべき修学研修資金の総額×（（免除臨床研修期間／貸与期間）＋（指定公的医療機関における医師期間×2／3）／貸与期間）＋（県内に所在する保健所その他の公衆衛生行政に関する事務を分掌する機関及び知事が指定するべき地の医療機関における医師期間／貸与期間））

(2) 医学生修学資金の貸与を受けていた者のうち静岡県キャリア形成プログラムの適用を受けることに同意したもの 次条第1項の規定により返還すべき修学研修資金の総額×（（キャリア形成プログラム適用勤務期間×2／3）／貸与期間）

(3) 専門研修医研修資金の貸与を受けていた者 次条第1項の規定により返還すべき修学研修資金の総額×（（指定診療科医師期間×2／3）／貸与期間）

3 (略)

(返還の猶予)

**第13条** 知事は、修学研修資金の貸与を受けていた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる理由が継続する間、修学研修資金の返還債務の履行を猶予するものとする。ただし、修学研修資金の貸与の目的を達成することができないと認められるときは、この限りではない。

(1) 第10条第1項第1号から第3号までに規

る修学研修資金の返還債務の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2)～(4) (略)

2 (略)

(届出)

**第15条** 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 公的医療機関等に勤務したとき。 勤務開始届 (様式第17号)

(9) (略)

(10) 勤務する公的医療機関等を変更したとき。 勤務先変更届 (様式第19号)

(11) 公的医療機関等に勤務しなくなつたとき。 勤務廃止届 (様式第20号)

2 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者が死亡し、又は<sup>そう</sup>失踪の宣告を受けたときは、その者の連帯保証人は、直ちに様式第21号による<sup>そう</sup>死亡(失踪)届を知事に提出しなければならない。

定する修学研修資金の返還債務の免除の要件を充足する過程にあるとき。

(2)～(4) (略)

2 (略)

(届出)

**第15条** 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書を知事に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 指定公的医療機関等に勤務したとき。 勤務開始届 (様式第17号)

(9) (略)

(10) 指定公的医療機関等に勤務しなくなつたとき。 勤務廃止届 (様式第19号)

2 修学生等又は修学研修資金の貸与を受けていた者が死亡し、又は<sup>そう</sup>失踪の宣告を受けたときは、その者の連帯保証人は、直ちに様式第20号による<sup>そう</sup>死亡(失踪)届を知事に提出しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第4号の2中「返還債務を」の次に「極度額 円を限度として」を加え、同様式を様式第4号の4とし、様式第4号中「県内の」の次に「知事が指定する」を、「返還債務を」の次に「極度額 円を限度として」を加え、同様式を様式第4号の3とし、様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

誓約書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

私は、静岡県医学修学研修資金の貸与を受けるについては、静岡県医学修学研修資金貸与規則を守り、現在在学する大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了するまでの間は継続して静岡県医学修学研修資金の貸与を受け、県内の知事が指定する公的医療機関等に医師として勤務することを誓います。

なお、静岡県医学修学研修資金の返還債務を履行するに当たっては、返還期限までに確実に返還します。

修学生等番号 第 号

住 所

氏 名 ④

私どもは、静岡県医学修学研修資金については、返還債務を極度額 円を限度として本人と連帯して負担します。

住 所

氏 名 ④

連帯保証人 職業（勤務先）  
本人との続柄（関係）  
電話番号

住 所

氏 名 ④

連帯保証人 職業（勤務先）  
本人との続柄（関係）  
電話番号

（注） 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

誓約書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

私は、静岡県医学修学研修資金の貸与を受けるについては、静岡県医学修学研修資金貸与規則を守り、現在在学する大学の医学部を卒業し、又は大学院において医学を履修する課程を修了するまでの間は継続して静岡県医学修学研修資金の貸与を受け、静岡県キャリア形成プログラムに従い県内の知事が指定する公的医療機関等に医師として勤務することを誓います。

なお、静岡県医学修学研修資金の返還債務を履行するに当たっては、返還期限までに確実に返還します。

修学生等番号 第 号

住 所

氏 名 ④

私どもは、静岡県医学修学研修資金については、返還債務を極度額 円を限度として本人と連帯して負担します。

住 所

氏 名 ④

連帯保証人 職業（勤務先）  
本人との続柄（関係）  
電話番号

住 所

氏 名 ④

連帯保証人 職業（勤務先）  
本人との続柄（関係）  
電話番号

（注） 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

様式第19号を削り、様式第20号を様式第19号とする。

様式第21号中「死 亡（失 踪） 届」を「死 亡（失 踪） 届」に、「失<sup>そう</sup>踪」を「失<sup>そう</sup>踪」に改め、同様式を様式第20号とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の静岡県医学修学研修資金貸与規則（以下「旧規則」という。）の規定により修学研修資金の貸与の決定を受けた者又は修学研修資金の貸与を受けていた者（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の33の13第1項に規定するキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意した者を除く。）に係る貸与の期間、誓約書等、返還債務の免除及び届出については、改正後の静岡県医学修学資金貸与規則第4条、第7条、第10条及び第15条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。